

令和5年度第11回看護研究倫理委員会議事要旨

日 時 令和6年3月18日（月） 16時30分～18時30分
 場 所 WEB 会議（Microsoft Teams）ゼブラ棟2階多目的室④
 出席者 ■橋本委員長 ■伊藤委員 ■古賀委員 ■竹下委員 ■大矢委員
 □藤谷委員 ■飯塚委員 ■三宅委員 ■原委員 ■小中委員
 （■が出席、□が欠席を表す。）

- 本委員会は、本学医学部看護研究倫理委員会規則第5条の規定に基づく5名以上の出席を得て成立した。

審査の前に橋本委員長より2点報告があった。

- 「看護研究倫理委員会業務手順書」の改定について1月に審議を行い、承認をいただいたところだが、医学研究倫理委員会より審査の適用範囲について意見があり、相談の後に審査の対象外について変更を行った。

内容は以下の通り

島根大学医学部看護研究倫理委員会業務手順書

変 更 後 (案)	変 更 前
4) 次の研究は、委員会の審査の対象外とする。 ① 侵襲（軽微な侵襲を 除く ）を伴う研究 ② 薬剤による治療的介入を行う研究 ③ TQM (Total quality Management) のような業務改善を目的とした取り組みに関する事、統計を伴わない実践報告 ④ 医療の一環として行ったものにおける患者の転帰や予後等を個別に報告するといった症例報告	4) 次の研究は、委員会の審査の対象外とする。 ① 侵襲（軽微な侵襲を 含む ）を伴う研究 ② 薬剤による治療的介入を行う研究 ③ TQM (Total quality Management) のような業務改善を目的とした取り組みに関する事、統計を伴わない実践報告 ④ 医療の一環として行ったものにおける患者の転帰や予後等を個別に報告するといった症例報告

軽微な侵襲の伴う研究の審査については改正前の内容に戻るため委員の負担が増えるわけではないと説明があった。

委員から軽微な侵襲の定義についての質問に対し採血や検尿は軽微な侵襲と判断されるため審査対象となる等、委員会の審査対象となる研究の確認を行った後に変更について承認された。

○看護研究倫理委員会の円滑な運営に必要な委員数の確保のため島根大学医学部看護研究倫理委員会規程の一部改正を行うこととした。

改正内容は以下の通り

島根大学医学部看護研究倫理委員会規程

改 正 後 (案)	改 正 前
<p>(省略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 看護学・医療の専門家等，自然科学の有識者</p> <p>イ 看護学科の教員 3人(少なくとも2人は教授)</p> <p>ロ 副看護師長以上の職にある看護職員 2人(少なくとも1人は看護師長以上の職にある者)</p> <p>ハ 医学科の教授 1人</p> <p>二 倫理学・法律学の専門家等，人文・社会科学面の有識者 若干名</p> <p>三 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者 若干名</p> <p>(省略)</p> <p>この規則は平成31年5月1日から施行する。 この規則は令和6年4月 日から施行する。</p>	<p>(省略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 看護学・医療の専門家等，自然科学の有識者</p> <p>イ 看護学科の教員 3人(少なくとも2人は教授)</p> <p>ロ 副看護師長以上の職にある看護職員 2人(少なくとも1人は看護師長以上の職にある者)</p> <p>ハ 医学科の教授 1人</p> <p>二 倫理学・法律学の専門家等，人文・社会科学面の有識者 1又は2名</p> <p>三 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者 1又は2名</p> <p>(省略)</p> <p>この規則は平成31年5月1日から施行する。</p>

この委員会の承認後，4月の教授会に議題提案を行い承認された後に施行することとし，委員会にて承認された。

また，規則改正後に山根 留美が一般の立場から意見を述べる者として委員に加える予定であること，そして今回の審査に見学者として出席することが委員長から説明された。このことについて委員会にて了承された。

議題

1. 1. 看護研究申請書の審査について

(1) 課題名：高齢者の認知機能維持を助ける社会生活構造の解明

橋本委員長から、伊藤教授より申請があったので審議願いたい旨の説明があった。続いて申請者から研究の概要等についての説明及び各委員から質疑等があった。

審議の結果、修正確認後に承認（承認日は修正提出日とする）することとした。

- (2) 課題名：医療機関で勤務する助産師の退院後の母子サポートに関する支援の実践と多職種連携力

橋本委員長から、宇野院生より申請があったので審議願いたい旨の説明があった。続いて申請者から研究の概要等についての説明及び各委員から質疑等があった。

審議の結果、以下の理由により 保留 とすることとした。

理由：指摘のあった事項について、再検討する必要があるため

- (3) 課題名：初めて配置転換を経験した中堅看護師のワーク・モチベーションと自己教育性との関連

橋本委員長から、西村院生より申請があったので審議願いたい旨の説明があった。続いて申請者から研究の概要等についての説明及び各委員から質疑等があった。

審議の結果、修正確認後に承認（承認日は修正提出日とする）することとした。

報告事項

○審査結果について

1) 申請者：医学系研究科看護学専攻 大学院生 立原 怜

課題名：急性期病院の退院調整看護師が認識する認知症高齢者への効果的な実践

審査結果：保留（令和6年2月19日付）

2) 申請者：医学系研究科看護学専攻 大学院生 浦本 唯佳

課題名：新生児・乳児食物蛋白誘発胃腸症を持つ乳幼児の養育者の困難と対処

審査結果：承認（令和6年2月19日付）

○終了報告書について

令和6年2月提出：0件

橋本委員長より2月19日付で保留と審査された研究について追加の報告と議題提案があった。

2月の審査後、研究責任者より当該研究の指摘事項を修正し提出した場合、迅速審査で審査可能か相談があったため委員会から指摘事項の一覧を研究責任者に送付、その後3月15日付で修正された研究計画書が申請者より提出された。

迅速審査を行うことについて委員から当該研究については修正後の研究計画書であっても委員全員の審査と承認が必要であると意見もあり、メール審議にて審査することとなった。

審査対象となった研究は以下の通り

申請者：医学系研究科看護学専攻 大学院生 立原 怜

課題名：急性期病院の退院調整看護師が認識する認知症高齢者への効果的な実践

メール審議締め切り 3月22日（金）

○次回の委員会について

令和6年4月15日（月）16時30分